

## 平成17年度事業活動計画

平成17年3月17日  
日本商工会議所

わが国経済は、最悪期を脱し回復基調にある中で、昨年後半以降、回復スピードが鈍り踊り場状況にあったが、今年に入り明るい兆しもやや見え始めている。しかしながら、未だデフレは解消しておらず、地域経済や中小企業においては、なお相当数の企業が不況から抜け切れていない状況にある。しかも、IT関連分野の在庫調整や石油・素材価格の高騰、さらには税や社会保険料引き上げによる国民負担の増大など景気減速に対する不安要素を抱えている。

一方、わが国は、少子高齢化社会への対応、まちづくりの推進、税制改革、行財政改革、社会保障制度改革、教育改革、地方分権の推進、地球環境問題への取り組みなど経済活動を含む社会全般に及ぶ様々な分野において構造改革を迫られており、将来に安心感を持てる国づくりを目指し、持続的な経済発展を実現するためには、こうした課題を是が非でも乗り越えていかななくてはならない。

以上のような認識に立ち、平成17年度においては、会員、商工業者の多様化するニーズに応えるべく日本商工会議所と全国商工会議所とのネットワークを強固にし政策実現力をより一層強化するとともに、「健康な日本」のさらなる飛躍に向けて邁進する。

このため日本商工会議所は、以下の5点を重点課題として、下記の諸事業を強力に推進する。

### 1. わが国の基本政策に関する政策提言活動とその実現

地域に根ざした商工会議所の総力を結集し、デフレからの完全脱却を目指した政策・提言活動を展開するとともに、少子化・人口減少問題、まちづくり問題、社会保障、財政構造、税制、金融問題、教育問題、国際関係、地域環境問題等について、政府・与党を始めとする要路に、全国商工会議所ネットワークを活用した迅速・的確な政策提言を行う。

### 2. 中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援

日本経済のダイナミズムの源泉である中小企業の活性化を促進するため、中小企業人材の育成・能力開発を支援するとともに、創業・経営革新（第二創業）への挑戦支援、表彰・顕彰制度等を通じて、元気で勇気ある中小企業経営者の発掘・支援に努める。

### 3. 総合的なまちづくりの推進と地域産業の振興

空洞化する中心市街地や低迷する地場産業を活性化し、「活力があり、誇りが持てるようなまちづくり」を推進するため、「まちづくり三法」の抜本的見直しの実現を図るとともに、地域資源を活かした地域ブランド力の育成・強化に向けた取り組みを支援する。併せて、まちづくり運動の一環として、産業観光など新しい切り口による観光振興への取り組みを支援する。

#### 4. 諸外国とのF T A・E P Aの推進と国際ビジネス支援

国際経済環境の変化を踏まえ、諸外国との新たな経済連携の構築に向けて、F T A・E P Aの締結を促進し、貿易・投資の自由化・円滑化等を図るとともに、中小企業の国際ビジネスを支援する。

#### 5. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

地方分権の進展に対応し、効率的で活力ある地域経済社会を実現するため、同一経済圏の商工会議所および他の経済団体との連携の促進に取り組むとともに、地域総合経済団体にふさわしい商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化を図る。また、電子認証事業等の新しい時代に対応した事業を通じて、中小企業のI T社会への対応を支援するとともに、各種収益事業の強化策を検討する。

記

### わが国の基本政策に関する政策提言活動とその実現

1. 「健康な日本」のさらなる飛躍に向けて、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行う。

(1) 会頭・副会頭会議、常議員会、議員総会、会員総会での活発な討議

(2) 各ブロックにおける各地商工会議所会頭等と日本商工会議所会頭との懇談会の開催

(3) 日本商工会議所夏季政策懇談会の開催

(4) 中小都市等商工会議所会頭と日本商工会議所会頭・副会頭との懇談会の開催

(5) 「日商ニュースファイル」Eメール通信、「石垣」、会議所ニュース、記者会見等による情報提供

(6) 各地商工会議所の協力によるL O B O等、各種調査・アンケート等の実施とフィードバック

2. 日本経済の再生を図るため、委員会・小委員会等において、デフレ克服、本格的な内需主導の景気回復の実現を最優先課題としてタイムリーな意見集約を図り、提言・要望活動を行う。また、わが国の中長期的な国家運営、社会・経済運営、企業経営に関する総合的な重要政策課題について迅速に調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。

3. まちづくり三法の抜本的見直しに向けた提言・要望活動を行う。

4. 「国民生活委員会」において、少子高齢化問題、エイズ等の健康問題、体育・スポーツ振興、ボランティア活動など国民の生活・福祉・健康に係わる諸問題について調査・研究するとともに、情報収集、提供等を行う。特に、少子化対策については単に政策提言するのではなく、出産・子育てにやさしい経済社会を創ることを商工会議所の運動として積極的に推進する。

5. 年金・医療・介護など社会保障に関する諸問題について調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。少子高齢化の急速な進展に伴い、財政面や制度構造面などから危機的状況にあり、

国民の将来不安の一因となっている社会保障制度全体のあり方について、経済活力維持の観点から国民や企業の負担の限界なども勘案し、将来にわたり持続可能で信頼性の高い社会保障制度の再構築に向けて、「社会保障問題小委員会」を中心として検討を行う。

- 6．地方分権、三位一体改革、規制改革、特殊法人改革など行財政改革に関する諸問題について調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。「真の地方分権の推進」に向けて商工会議所が中心的な役割を果たすため、「行財政改革小委員会」を中心として三位一体改革の進め方、官から民、中央から地方への事業の見直しとそのために必要な規制緩和の推進、さらには市町村合併や道州制など国のかたちのあり方について検討を行う。
- 7．本格的な人口減少・高齢社会に適応しつつ、活力ある経済社会を実現するため、投資促進税制や試験研究税制、土地税制の改善など、産業競争力の強化に資する法人課税の実現に向けた積極的な要望活動を行うとともに、わが国の財政構造や国・地方を通じた税財政体系のあり方、持続可能な社会保障制度の実現など、経済・社会システム全体について検討を行い、必要に応じ意見活動を展開する。
- 8．雇用の流動化や就業形態の多様化、高止まりする失業率に対応し、地域における雇用のミスマッチの解消、人材移動の円滑化、職業能力開発を通じた人材育成等を図るため、職業紹介の事業化の推進など、商工会議所における雇用対策事業の具体化を検討する。また、若年者の雇用促進・人材育成に向けて、地域が一体となり、民間のノウハウや人材、創意工夫を最大限に活かした総合的な取り組みが推進できるよう、平成15年度、16年度にとりまとめた提言内容の実現に努める。
- 9．少子高齢化、経済グローバル化の最中にあるわが国産業・経済の活性化や、国民生活に欠かせない重要な産業分野における労働力不足解消に資する外国人労働者受け入れの実現に向けて、平成15年度にとりまとめた提言「少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者受け入れのあり方について」の内容の具現化に努める。
- 10．中小企業の立場に立った労働関係法制の規制緩和や適切な雇用対策が講じられるよう、審議会等の場を通じて意見を反映させるとともに、労働法制の改正等への中小企業の円滑な対応を支援するため、引き続き、法制度等の周知・啓発を図る。
- 11．経済関係法制の改正等について、法制審議会ははじめ関係する審議会等の動向を注視しつつ検討し、企業活動の実態に即した方向で改正が図られるよう提言・要望を行う。また、平成18年に施行される見込みの会社法（仮称）について周知を行う。
- 12．企業会計基準について、企業会計基準委員会等の動向を注視しつつ、企業活動の実態に即した会計基準のあり方について調査・研究を行うとともに、中小企業の会計基準について、内容の周知・普及に努める。

13. 地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策などの環境問題およびエネルギー問題に関する動向等について、広く周知を図るとともに、これらについて実効ある対策が講じられるよう積極的に提言・要望活動を行う。特に、地球温暖化問題については、環境税の導入阻止を図るための活動を引き続き強力に展開する一方、京都議定書の目標達成および次期枠組みの検討にあたって、真に実効性のある枠組みが構築されるよう政府等に働きかける。
14. 政策委員会提言「教育のあり方について」に基づき、「教育問題小委員会」を中心として、教育基本法の改正をはじめ教育改革全般について調査・研究を行い、意見・要望活動を行う。また、商工会議所や企業をはじめとする地域における教育支援の拡充と具体的方策などについて研究を行い、各地商工会議所に対する情報収集・提供等を行う。
15. L O B O ( 早期景気観測 ) 調査の調査対象地域や数の拡大など調査内容の充実を図りつつ、景気動向の迅速かつ確かな把握に努め、提言・要望活動に活用する。
16. 全国商工会議所の総力を結集して、提言・要望の実現に努めるとともに、要望等の実現状況や成果を地域社会に広く周知する。  
また、事業活動の内容や成果について「会議所ニュース」、「石垣」を通じ幅広く P R するとともに、商工会議所の役割と存在意義を強くアピールするため、マスコミに対するパブリシティ活動のほか、日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動を日商ホームページ上の「ニュースライン」に掲載するなどインターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

## **・中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援**

1. 中小企業の再生と自助努力を支援するため、創業・経営革新、金融対策、技術革新、人材確保などの政府諸施策の普及・推進を図るとともに、次の活動を積極的に展開する。
  - ( 1 ) 中小・小規模企業の創業・経営革新を支援するため、新事業展開などに果敢に挑戦する全国各地の中小企業の参加を求めて「創業・第二創業挑戦フォーラム」( 仮称 ) を全国 9 プロックで開催するとともに、創業塾、第二創業塾 ( 第二創業コース ) を各地商工会議所の協力を得ながら全国各地で開催する。また、第二創業に関する個別事例を各地商工会議所に提供するための「第二創業事例集」を作成する。
  - ( 2 ) 日本経済全体の活性化に向けて、革新的な中小企業・経営者などを励まし、全国各地で新たな産業や市場の担い手となる多くのビジネスリーダーの発掘を行うために、各地商工会議所における表彰・顕彰制度の創設・運営の啓発・支援を行う。
  - ( 3 ) 中小企業経営や技術開発等への取り組みを人材面から支援する「企業等 O B 人材活用推進事業」について、地域協議会を 47 都道府県すべてに設置し、全国の商工会議所で本事業を展開する体制を確立するとともに、モデル事業の取り組みを支援し、多数のマッチング成立事例を創出することにより充実強化を図る。

- (4) 「中小企業再生支援協議会」の活動に関する各地商工会議所からの要望・ニーズを踏まえながら、政府・国会・行政など関係方面に対して制度面での一層の環境整備を要望していくとともに、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業再生の取り組みを支援するための情報提供を行う。
- (5) 小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の普及・推進および事故・不正防止を図るため、研修会を開催するとともに、調査・分析および情報提供を行う。
- (6) 中小・小規模企業の資金調達の円滑化を促進するため、引続きセーフティネット保証・貸付等の普及・推進を行う。また、様々なリスクに対応した多様な金融手法への調査・研究および情報提供を行うとともに、これら民間金融機関では対処しづらいリスクマネーへの対応が円滑に行なわれるための「呼び水」として政府系中小企業金融機関のさらなる機能強化等を通じて、地域金融の一層の円滑化に努める。
- (7) 金融機関による中小企業への貸出姿勢等の動向を把握し、必要に応じて商工会議所としての意見・要望に反映すべく、中小企業金融の実態について調査・研究を行う。
- (8) 各地商工会議所における中小・小規模事業者への相談支援事業の高度化を図るため、インターネット上に開設している以下の経営相談関連システム及びデータベースの利用を推進する。
  - 「倒産防止特別相談室関連データベースシステム / Web版」
  - 「POM(経営相談時点情報管理)システム」(小規模企業等に対する全国的な相談支援情報ネットワーク)
  - 「不公正な取引事例に関するモニタリングシステム」(インターネット上に開設している独占禁止法や下請け代金支払遅延防止法等に関連する不公正取引に関し各地商工会議所に寄せられる苦情・相談事例等の情報収集・提供システム)
- (9) 経営安定特別相談事業の一層の普及を図るべく、各種セミナー・研究会を実施するとともに、各地商工会議所との意見交換会を実施する。併せて、災害・倒産による影響等に対する各種特別相談窓口の迅速な設置及び相談対応の充実を図る。
- (10) 技術開発や商品化等を支援するための国の補助金・委託費等について、中小企業への支出機会の増大を図るため、政府・国会など関係方面への要望活動を行うほか、SBIR(中小企業技術革新制度)推進協議会が各地商工会議所と共催で開催する「SBIR推進セミナー」や同協議会ホームページ等を通じて、補助金・委託金の募集など関連情報の積極的な提供を行う。
- (11) 商工会議所が地域の中小企業と大学などの研究機関をコーディネートするための積極的な役割を果たせるように、各地商工会議所の産学官連携事業の展開に必要な情報・ノウハウ等の収集・提供を行う。
- (12) 全国の経営指導員等が、地域中小・小規模企業の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、平成16年度に経営指導員向けに開発した“EラーニングによるWeb研修システム”の一層の普及・活用を図り、各地商工会議所の人的体制の充実強化に資する。

2. 中小企業の活力増進を図るため、円滑な事業承継税制の確立、留保金課税の撤廃、エンジ

エル税制等をはじめ中小企業関係税制のより一層の是正・拡充を目指し、積極的な要望活動を展開する。

3. 地方や中小企業における不良債権処理や産業再生がいまだ途上にある中で、「金融改革プログラム」を踏まえつつ、金融システムの安定化および中小企業金融の円滑化・多様化、中小企業や産業の再生に向け調査・研究を行い、必要に応じ、意見活動を展開する。
4. 消費税の制度改正（平成16年4月。免税点の引き下げ、簡易課税制度適用上限の引き下げ、総額表示方式の導入）に事業者が適切に対応できるように、各地商工会議所の協力のもと講習会、相談事業および税務書類作成代行を実施する。また、ホームページ「WEB消費税ガイド」やメールマガジン等により、対象事業者への情報提供等を行う。
5. 「知的財産立国」を支えるわが国の中堅・中小企業が、容易に知的財産権を取得・保持できる環境の実現に向けて意見・要望活動を行うとともに、他の知的財産関係団体とも連携を図りつつ、中小企業の知的財産の創造・活用・保護の促進に努める。
6. 国や地方自治体が進める構造改革の中で商工会議所が行う中小企業支援の今後の方向性についてとりまとめた報告書「変化への対応と人的資源の活用」を踏まえながら、各地商工会議所の取り組みや活動事例などについて一層の情報収集に努め、各地商工会議所が必要な情報を迅速に提供していく。
7. 各地商工会議所女性会等の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所女性会連合会の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。
  - (1) 「女性起業家大賞」を実施し、創業という観点から女性企業家を支援する。
  - (2) 仕事と子育ての両立支援等、少子化問題に関する提言・要望活動を一層活発化する。
  - (3) 各地商工会議所女性会や会員の中で女性会の運営に関して功労のあったものを「全商女性連表彰規則」に基づき表彰する。
  - (4) 月刊誌「石垣」やホームページを通じて、全商女性連および各地女性会の活動を情報発信する。
8. 全国商工会議所青年部連合会（商青連）が実施する以下の事業活動を積極的に支援し、各地商工会議所および青年部事業の活性化・合理化に資する。
  - (1) 各地商工会議所青年部（以下、青年部）の活動ノウハウを共有化するため、平成16年度に構築した「YEG事業データベース」の充実整備
  - (2) 青年部の組織運営支援のためのグループウェア「エンゼルタッチ」の商青連会員青年部への一層の普及と導入支援
  - (3) 青年部会員が参加できるBtoB「YEGご縁満開サイト」の一層の活用推進
  - (4) 青年部会員向けメールマガジンの発行（約1万通）
  - (5) 商青連役員経験者によるOB会「二重橋クラブ」の活動・交流支援

9. ADR（裁判外紛争処理制度）に関する周知・普及に努めるため、ADRに関する情報提供等を行う。
10. 循環型社会の形成促進を図るため、中小企業が実施する容器包装の再商品化事業について（財）日本容器包装リサイクル協会からの受託業務を引き続き円滑に実施し、特定事業者と同協会との契約締結促進を図るとともに、平成18年度に予定されている再商品化委託業務におけるオンライン申込開始に備え、商工会議所向け研修会などを通じ、円滑な導入の実現を目指す。また、今年度に予定される容器包装リサイクル法の見直しに対応するため、円滑かつ効果的な容器包装の再商品化方策のあり方等について調査・研究を行うとともに、必要に応じ意見活動を展開する。
11. 企業における個人情報の管理体制の構築・強化を支援するため情報提供を行うとともに、個人情報漏えいリスクの備えとなる「日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度」への加入促進を図るため、一層の周知・普及に努める。
12. PL保険制度への加入促進を図るため、引き続き、その周知・普及に努める。

## **・総合的なまちづくりの推進と地域産業の振興**

1. まちづくりの推進のため、「まちづくり特別委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を推進する。
  - (1) 中心市街地・コミュニティの実態やその活性化策に関する関係者ヒヤリング、内外の実態調査等を実施するとともに、まちづくり3法の問題点と評価、大規模集客施設の立地に関する広域調整や計画的な土地利用を可能とする法制度等、地域の住民・事業者・行政等が協力し、共生を図るまちづくり・コミュニティのあり方等のまちづくりの方策について調査研究し、適切な対応を図る。また、まちづくりの観点からも、後継者が希望を持てるような事業承継税制の確立を要望する。
  - (2) TMOへの支援等を通じた中心市街地・商店街の活性化を推進し、都市および地域再生を促進する。
  - (3) 中小事業者の競争力向上に向け、多様化する消費者や取引先のニーズ等に対応した新しいビジネスモデルの開発を支援する「中小商業ビジネスモデル連携支援事業」を推進する。
  - (4) 「まちづくり条例研究センター」の円滑な運営を通じ、各地における計画的な土地利用に資するまちづくり条例制定への取り組みを支援する。
2. 観光振興の推進のため、「観光小委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を推進する。
  - (1) 観光振興をまちづくり運動として進めるため、「地域における『ニュー・ツーリズム』展開に関する提言」および「商工会議所観光振興大会2004大会宣言」のフォローアップ

に努めるとともに、「商工会議所観光振興大会2005」(平成17年10月、倉敷市)を開催する。

- (2) 産業観光をはじめ、都市型観光、インバウンド(外国人観光客の誘致)観光など、各地商工会議所が単独・連携して実施する「ニュー・ツーリズム」への取り組みを、観光振興団体等との連携を強化しつつ強力に支援する。

### 3. ものづくりの振興を図るため、次の事業を推進する。

- (1) 地域資源を活かし、国内外の市場で通用するブランド力の育成・強化を図るため、「JAPANブランド育成支援事業」を推進する。また、同事業の事例集を作成して普及啓発を図るほか、ブランド確立に向けて一定の成果が得られた案件について、JETROと連携して海外市場への販路開拓を支援する。
- (2) 「地域産業空洞化克服のための関係機関協議会(ものづくり支援協議会)」(JETROなど関係11機関で構成)メンバーとの緊密な連携・協力のもと、各地商工会議所が地域・中小企業の総合的なコーディネーターとして取り組むものづくり振興を支援する。

### 4. 地域づくりに関する情報の収集・提供の推進のため、次の事業を推進する。

- (1) 意見要望活動等に資するため、まちづくり、観光振興、ものづくりに関する実態調査を実施する。
- (2) 各地におけるまちづくり、観光振興、ものづくりに関する先進的な取り組みを全国的な運動として促進するため、観光委員会および地域活性化委員会のほか、日商ホームページ(「まちづくり情報ナビゲーター」、「観光振興ナビゲーター」)、「ものづくり情報ナビゲーター」、「電源立地とまちづくり」、メールマガジン(「街づくりニュース」)等を活用して積極的に収集・提供する。
- (3) 地域づくりを担う人材を育成するため、各地商工会議所役職員を対象とした研修会等を開催するとともに、地方自治体職員等との連携・交流を図る「地域振興セミナー」を開催する。

## ・諸外国とのFTA・EPAの推進と国際化ビジネス支援

- 1. 国際経済小委員会において自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)、東アジア経済圏構想など我が国の通商政策のあり方等について調査・研究を行い、各国との貿易・投資の自由化・円滑化等の推進を図る。

特に、現在政府間で交渉の進められているフィリピン、タイ、マレーシア、韓国とのFTA・EPAについて産業界の意見が反映されるよう提言・要望を行う。加えて平成17年4月より開始される日アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)についてアセアン日本経済協議会(AJEC)の場で調査・研究を行うとともに、平成17年から産学官研究会が設置されるチリ、共同研究会が設置されるインドとのFTA・EPAについて各二国間委員会で調査・研究を行い、提言・要望を行う。

- 2．平成17年4月1日発効の日墨経済連携協定に基づいて各地商工会議所が行う特定（恵）原産地証明書の円滑な発給を支援するとともに、大筋合意のなったフィリピンをはじめ各国とのFTA・EPA交渉の進展を踏まえつつ特惠原産地証明書の発給体制の整備を図る。
- 3．日アセアン首脳会議(12月)に合わせ開催が予定されているアセアン日本経済協議会（AJEC）総会及び日アセアンビジネスダイアログへの参加を中心とする「ハイレベル経済ミッション」を派遣し、日アセアン首脳とAJEC代表との対話の実現を図る。また、各種経済ミッションの派遣、諸外国からの経済ミッション等の受け入れを通じ、経済交流の促進と関係の強化に努める。
- 4．ABAC日本委員の活動を支援し、貿易・投資の自由化・円滑化に向けた具体的な提言を行い、日本企業のアジア・太平洋地域における事業環境の整備と事業拡大を図る。
- 5．二国間・多国間経済委員会等において、内容面の充実と効率的な運営に努める。  
特に2005年愛知万博を活用した活動を展開し、他団体とも連携しながら各国との経済交流の促進に努める。
- 6．在外日本人商工会議所、特に東アジア地域の日本人商工会議所との連携を引き続き強化し、日本企業の進出国における事業環境の整備及び相互交流の促進を図る。

### 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

- 1．各地商工会議所の財政基盤の強化に資するため、会員サービス事業について、既存事業の普及促進・改善に努めるとともに、新規事業の開発を検討する。
- 2．各地商工会議所からの事業活動・会議所運営に関する相談体制を整備するとともに、インターネット内の各地商工会議所事業・運営等の先進事例コーナーや商工会議所法Q&Aコーナーを拡充し、各種相談への的確かつ速やかな対応を図り、各地商工会議所の運営・事業活動を支援する。
- 3．「運営小委員会」において、各地商工会議所の運営面・事業面・法制面の諸課題等を検討しその解決の方策をさぐる。また、全国商工会議所専務理事・事務局長会議において、各地商工会議所が抱える組織・財政基盤強化等に関する情報・意見交換を行い、各地商工会議所の今後の運営の参考に資する。
- 4．各地における商工会議所等の合併に向けて、引き続き調査・研究、情報提供、提言活動などを通じた支援を行う。

- (1) 平成16年度の改正を含めた商工会議所法の内容の周知等を図るとともに、随時、問合せ等に対応する。また、「商工会議所合併マニュアル(仮称)」を作成し、各地の参考に資する。
  - (2) 運営小委員会ならびに商工会議所法問題勉強会(経済産業省との間で設置している勉強会)において、改正後の法の適用・運用や実務面での課題などにつき適宜調査・研究を行い、必要に応じて運用の改善などを関係方面に働きかける。
  - (3) 商工会議所の合併の諸手続き等に関する情報提供や事例紹介に努め、商工会議所の合併への取り組みを積極的に支援する。
  - (4) 地域における商工会議所の役割とあり方、あるいは他の経済団体との連携などにつき、さらに今後の方向性等について検討を進めていく。
5. 「ビジネス認証サービス」において、事業者のさらなるニーズに対応するため、現在発行している一般行政手続用電子証明書(タイプ1-E)、電子入札コアシステム対応電子証明書(タイプ1-A)、行政書士用電子証明書(タイプ1-G)の3種類の証明書のさらなる普及促進を図るとともに、新たに運用開始となる行政機関の入札システム、申請システム等においても、当所発行の電子証明書が多目的に使用できるよう利用手続きの拡大に努める。
- 併せて、電子認証事業に関する啓発のために、各地における電子認証セミナーの開催。また、必要に応じて電子証明書の利用に関する操作研修会の開催、講師の派遣を行う。
6. 電子申告・電子納税、帳簿・証憑の電子保存など、ネット社会に対応した中小企業における電子会計の実践に資するとともに、中小企業の会計基準の定着・浸透を図ることを目的とした「電子会計実務検定試験」を創設、普及に努める。
7. インターネットにより受験申込から試験施行、採点・合否判定までを行う「ネット試験」による各種検定試験の普及・拡大を図るとともに、これを活用した新たな検定試験を研究・検討する。
- また、企業従業員、若年者等に対して、資格取得のみならずeラーニングや集合研修を受講できる学習拠点となれるよう、各地商工会議所および全国の教育機関等におけるネット試験会場の設置を支援、推進する。
8. 中小企業における人材育成・能力開発に資するとともに、学生、フリーター等の若年者の就業能力向上とキャリア形成を支援するため、eラーニングを活用した企業実務に則した実践的な知識・スキルを修得できる学習コンテンツを提供する。
9. 受験者の利便性向上により受験者数の拡大が図れるよう、インターネットによる各種検定試験の受験申込・受付システムを各地商工会議所に提供し、活用を支援する。
10. ネット社会への対応を推進する、幅広いIT関連の知識とスキルをもつ人材の育成に資することを目的に創設した「EC実践能力検定試験」について、上級レベルの試験も施行し、

その普及に努めることにより、中小企業のネット社会における円滑な企業活動を支援する。

- 11．職業能力として必要な計算能力や論理的思考力の向上を図ることを目的とした「計算能力検定試験」については、主として社会人を対象とした従来の上級および中級レベルの試験に加えて下級レベルの試験も施行し、その普及拡大を図る。
- 12．各地商工会議所におけるＴＯＡＳ／Ｗｅｂ版の導入を促進するため、システムの改良およびサポート体制の強化を図る。また、全国各地においてＴＯＡＳ担当者を対象とする教育研修を充実するとともに、ユーザーズマニュアルの改訂・普及を図る。
- 13．健全な電子商取引市場に寄与するオンラインマーク制度のより一層の普及を図るため同制度の周知・広報活動を行う。また、アジア諸国(韓国、シンガポール、台湾)との連携を図り、通信販売事業者の国際取引環境の整備の可能性を探る。
- 14．事業者の情報化への対応を支援するため、各地商工会議所が開催するＩＴ関係のセミナーへのテーマや講師を斡旋するとともに、ＩＴ研修会等に対する支援を行う。
- 15．流通分野のＩＴ化を促進するため、各地商工会議所と協力してＪＡＮメーカコードの円滑な受付と一層の普及を図る。また、各地商工会議所が流通ＰＯＳ（販売時点情報管理）データサービスを活用して中小小売店の経営革新を図る取り組みを支援する。
- 16．商工会議所活動をＰＲし、商工会議所の存在意義を広く周知するため、次の活動を展開する。
  - (1) 広報特別委員会において、各地商工会議所の広報活動の強化に資する情報の提供を行う。
  - (2) 「石垣」について創刊２５周年を機に内容のリニューアルを図り、記念事業を展開するとともに、購読者の拡大を図る。
  - (3) 「会議所ニュース」の内容の一層の充実を図るとともに、購読者の拡大を図る。
  - (4) 「石垣」、「会議所ニュース」の連載記事について単行本化を行う。
  - (5) 商工会議所活動のＰＲや商工会議所に対する認識を深めるための会報づくりに資するため、「所報サービス」の編集・配信を行うほか、各地商工会議所職員を対象とした「会報づくり研修会」を年２回、内容を変えて開催し、商工会議所の広報活動の支援強化を図る。
  - (6) 「商工会議所のブランド・マネジメント研修会（仮称）」を開催し、ブランド戦略の基本フレーム、ブランドの効果的な発信、ブランドをベースにした新たな組織運営・事業活動などについて解説する。併せて、ブランドの危機管理という観点から、日頃の商工会議所活動における危機の予防策と発生時の対応などについて説明する。
- 17．年々利用件数が増加している検定ホームページ（<http://www.kentei.ne.jp>）や検定情報ダイアルのコンテンツを充実させながら、情報提供やＰＲに努め、各種検定試験の受験者数の拡大を図る。併せて、商工会議所検定が集中する直前の４月と９月に実施している「ＰＲ月

間」事業については、各地商工会議所の協力を得ながら、各種広報媒体を活用して教育機関や企業等に対するPRを強化する。

18. 受験者の本人確認をより厳格に行うなど、あらゆる機会を活用して各種検定試験の厳正公正な施行の周知徹底に引き続き努めることにより、社会からの高い信頼と評価を維持、向上させるとともに、受験者や指導者、教育機関、企業等からの意見・要望を踏まえて各種検定試験の制度改善を図るなど、より受験しやすい環境を整備する。

21. 各地商工会議所における個人情報の管理体制の構築・強化を支援するため「商工会議所個人情報保護管理モデル規程」の周知ならびに各種の情報提供を行うとともに、個人情報漏えいリスクの備えとなる「商工会議所向け個人情報漏えい保険」への加入促進を図る。

22. 日本商工会議所と各地商工会議所の職員交流研修を行うとともに、「商工会議所福利研修センター（キャリアック）」の積極的な活用を通じて研修の充実に努め、人材の育成を図る。

特に、政策・調査を担当する経験の浅い職員を対象として「商工会議所政策・調査担当職員研修会」を開催し、商工会議所が当面する国や地方の政策関連諸課題、各種調査に係る情報収集とその分析方法、意見・要望書やビジョンの取りまとめ方に関する全体講義やグループ演習を通じて、各地商工会議所の政策対応力の強化に資する。

23. 日商事務局内の情報システム（ハード・ソフト）を費用対効果、効率化を十分鑑みながら各地商工会議所のモデルとなるべく高度化を図り、あわせて日商職員のスキルアップを図る。

また、会員総会等諸会議の案内、出欠・委任状等の提出について、ビジネス認証サ・ビスの普及状況を踏まえて、イントラネット、電子メール等の利用など電子化をさらに促進する。

以上